

ブロック塀等の安全点検をお願いします！

6月18日に大阪府北部を震源として発生した地震において、倒壊したブロック塀等により小学生を含む2名の方が亡くられる大変痛ましい事故が発生しました。

現行基準※に適合しない塀、とりわけ古いブロック塀は、劣化や鉄筋の不足等により、地震時等に倒壊のおそれがあります。

※現行基準は3ページをご覧ください。



現行基準に適合せず転倒したブロック塀

■点検と改修をお願いします！

地震によって道路沿いにある塀が倒壊すると、子供や高齢者などへの被害のおそれがあるだけでなく、緊急車両の通行の妨げになり、避難や救助に支障が出ます。

塀の安全確保は所有者の責任です。ご自宅の塀の安全点検を行っていただき、傾きやひび割れといった劣化が見られる場合や、ひかえかべ控壁が無い等基準に適合しない場合には、施工業者等の専門家に相談しましょう。

塀の解体や改修に補助金が出る場合もあります。

次ページの点検表を使って点検してみましよう！

点検の結果、安全性の疑義などご不明な点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

○相談窓口

- ・相談窓口は下記の建設部建築住宅課、建設事務所建築課又は整備・建築課です。
- ・長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、塩尻市の各市内にある塀につきましては、各市建築指導担当課までお問い合わせください。

建設事務所	建築物所在地	電話番号	建設事務所	建築物所在地	電話番号
佐久建設事務所	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3160	木曾建設事務所	木曾郡	0264-25-2229
上田建設事務所	東御市、小県郡	0268-25-7142	松本建設事務所	安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1935
諏訪建設事務所	茅野市、諏訪郡	0266-57-2923	大町建設事務所	大町市、北安曇郡	0261-23-6524
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6830	長野建設事務所	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-234-9530
飯田建設事務所	下伊那郡	0265-53-0433	北信建設事務所	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-23-0220
県庁建築住宅課		026-235-7335			

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

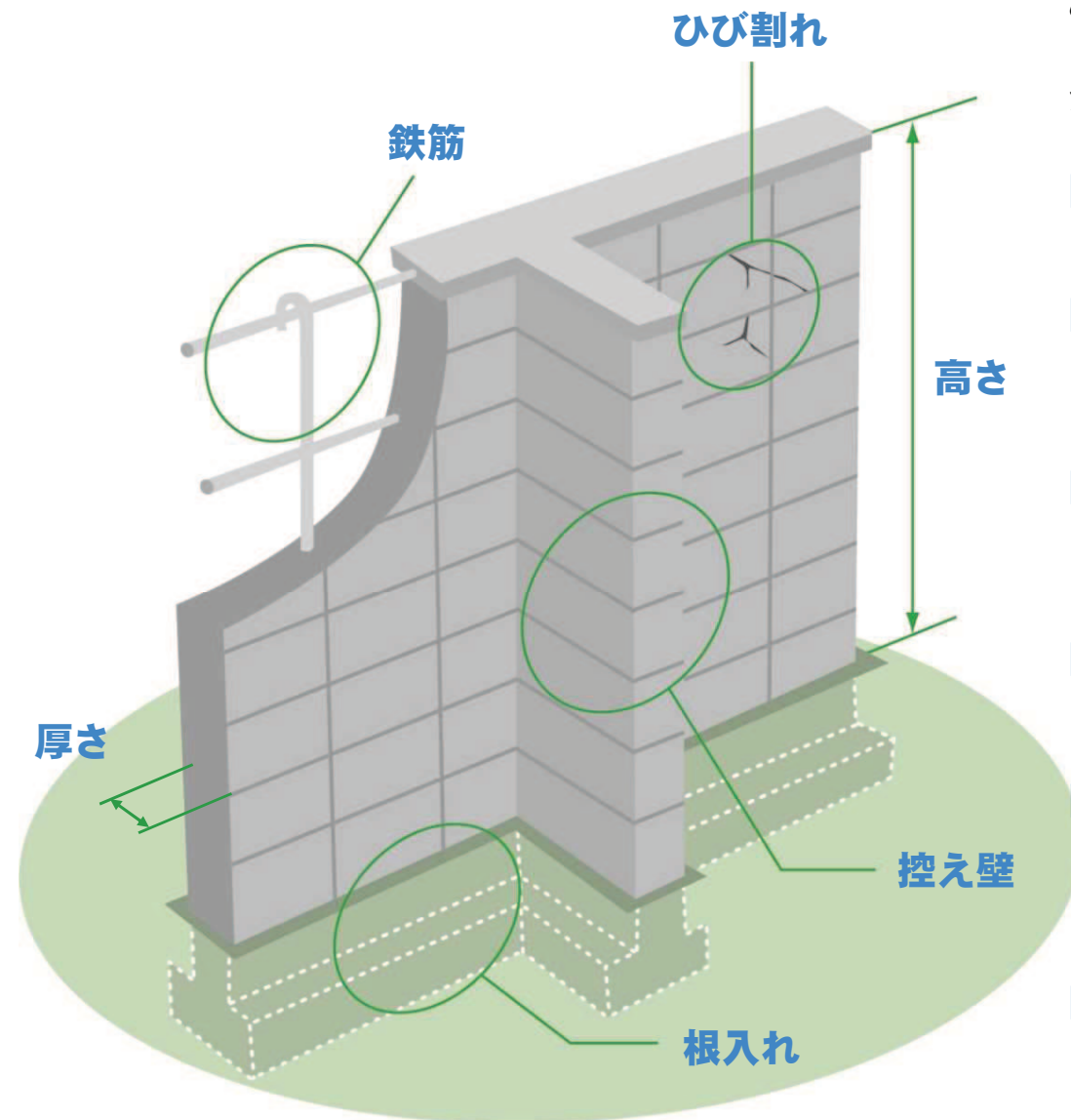
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



現行の建築基準法施行令による構造基準

第六十一条（組積造のへい）

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

第六十二条の八（補強コンクリートブロック塀）

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2m以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀にあつては、10cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上とすること。

図に適合しない場合は、現在の建築基準法に適合しませんので、補強等の改善が必要です。

例：ブロック塀の場合

